

# 平成29年度 農地中間管理事業の評価委員会の評価結果

(公財)えひめ農林漁業振興機構

平成30年5月7日(月)

於 機構理事長室

## 【主な質疑】

### ・農地中間管理事業の見直しについて

農協は、産地を育成するために農地利用集積円滑化団体を引き受け農地の流動化に取り組んできたが、中間管理事業の開始後はその位置づけが不明瞭なまま現在に至っている。中間管理事業が始まって5年になるが、円滑化団体はどのような取り扱いになるのだろうか。県域の中間管理事業に一元化するのも一つの方向だと思う。

農地中間管理事業法の附則第2条において「法施行後5年を目途として、農地中間管理事業及びこれに関連する事業に関し、その実施主体、これらの事業に対する国の財政措置の見直しその他これら事業の在り方全般について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。」とあり、平成30年度で5年目を迎える。農協を主とする円滑化団体についてもその存否が検討されると思うが、地域における農地の流動化には農協の果たす役割は大きいため、存置が望ましいと考えている。

### ・機構集積協力金について

また、機構集積協力金の地域集積協力金は、担い手が集積に取り組む際に交付金額が算定できる仕組みにした方が良いのではないか。

機構集積協力金は26年度から30年度までの単価があらかじめ示されているが、それ以降は見直されることとなっている。農業をやめる地主に支払う経営転換協力金よりも、担い手が集積する面積に応じて支払う協力金へ代えた方が良いように思っている。いずれにしても、国の見直しの推移を見守っていきたい。

### ・農業委員会との連携について

農業委員会について制度改正によって農地利用最適化推進委員が設置されたが、これにより農地の流動化の取り組みが進むのだろうか。

昨年度、すべての農業委員会が新制度へ移行している。多くの農業委員会では新制度にとまどいがあり、「最適化推進委員の役割は何か、何をすれば良いのか」という疑問があり、機構では農業会議と連携して研修会や個々の農業委員会に出向いて説明している。農業会議では「えひめ農地利用最適化推進1・1・1運動」を推進し、県は農地利用最適化交付金の利用を促してきたが、全般的に反応は鈍い。

ただ、これまでも農業委員は農地の流動化に関わっているが、相談を受けて斡旋し手続きを指導するような一貫した対応ではなかったため、成果が見えにくかったのではないか。

#### ・機構関連農地整備事業について

松山市由良地区でのまとまった樹園地の集積のうち新規集積はどれくらいか。  
また、機構関連農地整備事業のうち松山市下難波地区では準備が進んでいるようだが、その他の候補地区でも今後、同様に進められると考えて良いか。

由良地区については、ほとんどが機構を通じた「付け替え」である。これは、機構へ自らの園地を一旦貸し付けることで、将来、維持ができなくなった場合には、機構や農協、市が担い手に当該園地をつないでくれることを期待したものである。

機構関連農地整備事業のうち最も進んでいる松山市下難波地区では、今年11月の実施に向けて県・市の農地整備部局と農業振興部局、県土連、えひめ中央農協、機構とがそれぞれ役割を決めて準備を進めている。

さらに西予市の伊延西地区と野村地区の準備が進んでおり、松山市の浅海原地区がそれに次いでいる。機構関連農地整備事業は、担い手へ農地を集積し優良農地に改良して担い手の経営強化につなげる取り組みであり、着実に進めたいと考えている。

これに対し、既に基盤整備が行われている西条市では、整備後の農地集積に中間管理事業を使う動きはない。それよりも、集落営農組織の法人化による農地集積に中間管理事業が活用されている。

#### ・樹園地の賃料について

一般的に樹園地の賃料は、どれくらいで設定されているのか。

これまで機構が扱った樹園地の賃借料は、ほとんどが無償である。整備に伴う樹園地に関しては、5千円/10aが上限ではないかと言われている。

#### 【評 価】

機構では、農協と連携して①新規就農者の確保・育成、及び②農地の集約と基盤整備による担い手経営の強化を目的に関係機関・団体をコーディネートしており評価できる。引き続き取り組みを進めて頂きたい。愛媛県では果樹が重要な作物であり、担い手のための樹園地整備は期待される場所である。

また今回、農地中間管理事業推進会議に設置した法人化・農地集積支援チームを発展させて機構に農業経営サポートセンターを置き、担い手の法人化や法人経営の強化にむけてサポートする体制を整えたことは、担い手の育成・確保と併せて優良農地の集積・集約を促進するものと期待される。